役に立つ生活情報

2016年5月1日

北のくらし きらめっく

北海道立消費生活センター

主な内容

新環境生活部長ご挨拶……2
５月は消費者月間……2
悪質な事業者に注意！……3
道ネットワーク会議……4
訪問買い取りのトラブル……5
子供用ラッシュガードの
　紫外線カット効果……6、7
くらしのセミナー……8
受講生募集！……8

祝津ヨットハーバー（小樽）

大漁の続いたニシン漁も終わり、暖かい風の吹く春が近づく。冬ごもりから脱してヨットもさっそうと沖に出て行く。

（全道展会員　山下 脩馬）

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL（011）221-0110
FAX（011）221-4210
http://www.do-syouhi-c.jp/

NO.97 5月号

道立消費生活センターを騙（かた）る投資勧誘などにご注意を！
ご相談は☎050・7505・0999へ

ご挨拶

道民生活の安定と向上を目指して

北海道環境生活部長
小玉　俊宏

このたび、道民の皆さまの安全で安心なくらしに関わる環境生活行政を担うこととなりました小玉です。どうぞよろしくお願いいたします。

最近の消費者をめぐる状況をみますと、公的機関などをかたる詐欺勧誘に加え、マイナンバー制度を悪用した事例もみられるほか、訪問販売による高齢者の契約被害も依然として発生しており、消費者の安全・安心が揺るがされている状況が続いております。

このような中、道においては、平成26年6月の消費者安全法の改正を受け、本年3月に北海道消費生活条例を改正し、北海道消費者被害防止ネットワークを法に基づく消費者安全確保地域協議会に位置づけるなど、消費生活センターの機能強化や消費者の安全を確保する施策を講じました。

道としましては、引き続き、表示や取引の適正化、消費生活相談の実施、消費者の皆さまへのきめ細かな情報提供や消費者教育・啓発の実施など、より一層消費者の視点に立った取り組みを今後とも着実に進めることにより、道民生活の安定と向上を図って参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5月は消費者月間

被害を未然に防ごう!

～道内各地でイベント

昨年のキャンペーンの様子

5月は消費者月間です。道立消費生活センターと（一社）北海道消費者協会は、札幌市消費者センターと共催し、北海道警察などの協力を得て、5月16日に札幌駅前通地下広場北3条交差点広場（西）で平成28年度消費者月間街頭啓発「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を実施します。時間は午前10時から午後3時まで。

啓発パネルの展示や詐欺犯の肉声電話の設置、相談コーナー、商品テスト結果コーナーに加えて、寸劇やスタンプラリー、ちびっ子ミニ制服着用体験、ゲームコーナー（振り込め詐欺防止すごろくなど）、各種啓発グッズの配布などを通して、悪質商法の未然防止を訴えます。

また、全道の消費生活センターや地域消費者協会も多彩な催し物を企画しています。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。

（道内の主な消費生活センターの行事は左ページの表を参照）

消費者月間統一テーマ

みんなの強みを活かせ

～安全・安心な社会に一億総活躍～

悪質な事業者に注意！
ステッカー活用して

道立消費生活センターに寄せられた平成27年度の相談件数は5908件（速報値）で、前年度より21件増加しました。5月は消費者月間。悪質な事業者には十分注意し、周囲の人と相談するなどして契約は慎重に行いましょう。

訪問販売、中でも布団や新聞契約のトラブルは後を絶ちません。布団に関しては、特に一人暮らしの高齢者が狙われることが多く、例えば布団から羽毛の飛び出しがあることを指摘され、高額なリフォームや布団の販売を勧められるというものも。新聞の契約では未成年の大学生に対し「就職活動に必要」などと勧誘したり、洗剤などの景品を大量に渡し、断りにくい状態にして契約させたりするものもあります。

訪問販売は特定商取引法で勧誘目的、事業者名などを告げることが義務づけられています。また、勧誘を拒絶している消費者に対する勧誘は禁じています。北海道では消費生活条例により「訪問販売お断り」のステッカー等＝写真＝を玄関先にはっている住居を訪問して勧誘することを不当な取引方法として禁止しています。トラブルから身を守るのに大変有効です。

小冊子〝スマホトラブル〟全道の高校へ配布

子どもの携帯電話・スマートフォンの平均利用時間は1日3時間、女子高校生は5・9時間という調査結果が出ています（デジタルアーツ株式会社、2016年2月発表）。そこで道立消費生活センターは小冊子「ちょっとまった！そのスマホの使い方大丈夫!?」＝写真下＝を作成、全道の高校に配布しました。

内容は「不正アプリに気をつけて！」「個人情報が流出してしまったら…」「オンラインゲームの落とし穴」「サクラ（出会い系）サイトの罠」など多岐にわたり、イラストを用いて分かりやすく解説しています。「依存度チェック」や相談先も添付されています。

A5版、16ページ。詳しくは道立消費生活センターのホームページをご参照ください。

〈道内の主な消費生活センターの消費者月間（5月）行事〉

センター名	イベント等
札幌市消費者センター	11～25日展示「インターネットとこれからの暮らし」、21日講座「インターネットとこれからの暮らし」（11日から受付）、いずれも札幌エルプラザ
釧路市消費生活センター	8日、12日街頭啓発（商業施設）、6～8日ミニ消費生活展（市立釧路図書館）、28日男性の料理教室（まなぼっと。受付9日から釧路消費者協会）
帯広市消費生活アドバイスセンター	17～20日移動展示（市役所市民ホール）、27日街頭啓発（商業施設など3カ所）
小樽・北しりべし消費者センター	26、27日パネル展（長崎屋公共広場）、16～31日パネル展、消費者力クイズほか（市役所1階渡り廊下）
苫小牧市消費者センター	11日消費者被害防止の街頭啓発。リーフレットやティッシュなど配布（商業施設4カ所とJR苫小牧駅自由通路）

※市町村や地元の消費者協会が主催の場合もあります。

高校などで消費者教育
道ネットワーク会議

「北海道消費者被害防止ネットワーク」の平成27年度の定例会議が3月28日に道立消費生活センターで開催され、構成団体から本年度の取り組み事例が報告されました。

定例会議では、「被害発生予防のため、高校や大学で法律教室を実施」「高校の家庭科の科目の中で、消費者の権利と責任について学習した」などの取り組みや、道からは「地域ネットワークの活動実態状況を調査した結果、平成26年度から27年度上半期までで救済につながった具体的事例は9件」などの報告がありました。

また、「ネットワーク」の設置要綱改定案が承認され、「消費者安全確保地域協議会」の役割を担うこととなりました。この改定は、消費者安全法が改正され、地域の見守りネットワーク構築のため協議会の設置が規定されたことによるものです。協議会は「ネットワーク」同様、消費者被害の未然防止や早期発見、拡大防止など、消費者の安全を確保するための取り組みを効果的かつ円滑に行うためのものです。

構成団体が集まった「北海道消費者被害防止ネットワーク」の定例会議

住宅トラブル相談に15件

道立消費生活センターと札幌弁護士会が3月5日に実施した「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など～」に、全道から15件の相談が寄せられました。

内容について特別な傾向は見られませんでしたが、賃貸住宅の原状回復や入退去時の契約、セントラルヒーティングなど住居で使用する燃料の種類による比較についてなどの相談がありました。

「相談員資格試験」制度スタート

平成28年度から消費者安全法に基づく「消費生活相談員資格試験」制度が始まります。この資格試験は「登録試験機関」に登録された機関が実施する試験に合格した場合、国家資格でもある消費生活相談員資格が与えられます。

今のところ登録試験機関は、独立行政法人 国民生活センターと一般財団法人 日本産業協会の2法人。

国民生活センターの札幌市内で実施する試験日程は、第1次試験が10月15日、第2次試験は12月3日。受験申込期間は6月27日から7月29日（予定）。合格者には国民生活センター独自の資格認定制度である「消費生活専門相談員」の資格も付与されます。受験手数料は1万3500円（税込み）。

日本産業協会の札幌市内で実施する試験日程は、第1次試験が10月2日、第2次試験は11月26日。受験申請書の受付期間は7月15日から8月31日。合格者には、日本産業協会独自の資格認定制度である「消費生活アドバイザー」の資格も付与されます。受験手数料は1万5660円（税込み）。

詳細は各受験機関にお問い合わせください。国民生活センター（☎03・3443・7855）、日本産業協会（☎03・3256・7731）。

衣類のはずが、貴金属？
強引な訪問買い取りに注意

Q 3日前、不要な衣類を買い取るという電話があり、承諾した。自宅に来た事業者に、玄関で衣類を見せたが、「中に入っていいか」と言い出し、居間に上がってきた。「他に何かないか。貴金属はないか」と聞かれ、ネックレスやブローチ、指輪を見せた。事業者が棚にあったカメラや望遠レンズをさわり始めたので「やめてください」と言ったがそのまま勝手に車に積み込んでしまった。書面に住所と名前を書かされ、2万7000円を置いていったが、控えは渡されていない。電話がきたときに書き留めた電話番号だけは分かるが、事業者名や住所を聞いても教えてくれなかった。売るつもりのなかった物まで持っていかれたので返してほしい。

（80代 女性）

050-7505-0999

A この事例のように訪問してきた事業者が貴金属等を買い取る「訪問購入」は、特定商取引法（特商法）により規制されており、事業者には契約内容を明らかにした書面の交付義務があり、消費者は書面の交付から8日間のクーリング・オフが可能です。

当センターから事業者に電話をして事業者名や住所を確認し、クーリング・オフをすること、書面が交付されていないことや勧誘時の問題点、今後の勧誘を断ることなどを伝えました。事業者は、書面は渡したと主張しましたが、クーリング・オフについては了承しました。

相談者にはクーリング・オフ通知の書き方を助言し、はがきのコピーを取っておき、簡易書留等で事業者に送付することと、物品を返してもらう際には誰かに立ち会ってもらうよう伝えました。後日、相談者より事業者に持っていかれたすべての物品が返品されたので、置いていかれたお金を返したとの報告がありました。

「何でも買い取る」は違反！

このほか「何でも買い取ると電話で女性が優しい口調で言うので、洗濯機を持って行ってほしいと告げた。翌日男性の営業員が訪れ、『貴金属がないとこんな物は買い取らない』と言われて怖くなり、金やプラチナの指輪やブレスレットを渡したが、返してほしい」という事例もあります。

特商法の「訪問購入」では、電話での勧誘は禁止されていませんが、勧誘や来訪を求めていない者に対する勧誘行為のほか、「何でも買い取る」とだけ告げて強引に訪問の約束を取りつけ、物品を買い取ることや、断っている人への再勧誘なども禁止されています。また、消費者を威迫して困惑させて勧誘することも禁止されています。

（消費者庁イラスト集より）

今回の事例では勝手に部屋に入ったりすることは違反行為と考えられます。電話で「衣類」の買い取りと告げたのであれば、買い取りができるのは衣類だけです。

訪問購入では、契約をしたとしてもクーリング・オフの期間中は、物品を引き渡さず手元で保管することもできますが、自動車（2輪を除く）、家具、家電（携行が容易なものは除く）、本やCD、DVDなどのゲームソフト類、有価証券は規制の対象とはならず、クーリング・オフはできませんのでご注意ください。

トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

高い紫外線カット効果
～子供用ラッシュガード～

紫外線を浴びることの弊害が問題となっている中、海水浴やプールでラッシュガード（※）を着用する人が増えています。特に子供は皮膚が薄く紫外線を吸収しやすいので、水泳の授業等でラッシュガードの着用を認める学校も増加しています。そこで現在市販されている子供用ラッシュガードを購入し、紫外線カットの効果や耐洗濯性などをテストしました。

※紫外線防御、すり傷から肌を守ることを目的としてプールやマリンスポーツ時に着用する衣類。体にフィットしてぬれても大丈夫な素材でできたTシャツのようなもの。ハーフパンツなども販売されています

テスト品

・子供用ラッシュガード…11銘柄
（色違いの銘柄、身頃、袖で色が異なる銘柄は色ごとに測定しました）

テスト結果

○紫外線カット効果

新品（乾燥状態）、湿潤状態（海やプールでぬれた状態を想定）、洗濯 10 回後（乾燥状態）の各条件について紫外線カット効果を紫外線遮蔽率とUPFを測定しました。

【紫外線遮蔽率】いずれの銘柄も 94%以上あり、全体的に高い遮蔽率でした。新品時と比較して、湿潤時や 10 回洗濯による大幅

＜紫外線遮蔽（へい）率とは？＞

アパレル製品等品質性能対策協議会の推奨する表示、波長 270 ～ 400nm(ナノメートル)(※)の紫外線をどれだけ遮蔽するか「%」で示したものです。紫外線カット率ともいいます。

※1nm とは百万分の 1mm

＜UPF とは？＞

紫外線保護指数（Ultraviolet Protection Factor）の略称。地表に届く紫外線は波長が短いほど皮膚への作用力（肌に紅斑が現れる）が格段に強くなります。このため、UPF は各波長に対する皮膚の感度と日光の相対エネルギーを係数に入れることで生地の紫外線防御力を示しています。UPF は 15 以上で防御効果があり、UPF50⁺（50⁺:50 以上）が最高値です。3 段階に分類され、15 ～ 24 が Good(良い)、25 ～ 39 が Very Good(優良)、40 ～ 50⁺ が Excellent（優秀）とされます。

●テスト品一覧とテスト結果

No.	色	銘柄名	表示者名	組成	原産国	価格（円）	紫外線カットに関する表示	テスト結果 紫外線遮蔽率（%）	テスト結果 UPF
1	黒	LGS	協同組合関西ファッション連合	ポリエステル85% ポリウレタン15%	中国	999	UVケア　遮蔽率90%以上	99.5	50^+
	白							99.1	50^+
2	黒	Opsunwear	ニッキー(株)	ポリエステル100%	中国	2,052	紫外線90%以上カット！	98.7	50^+
	白							94.6	27
3	身頃:白 袖:紺	K・SWISS	ジャパントライアスロン株式会社	ポリエステル100%	中国	2,916	紫外線遮蔽率80%以上	身頃 94.5 袖 96.0	30 21
4	身頃:黒 袖:青	IGNIO	株式会社ジャパーナ	ポリエステル87% ポリウレタン13%	中国	1,999	紫外線防止指数ＵＰＦ50^+ 紫外線カット率95%以上	身頃 99.9 袖 99.6	50^+ 50^+
	身頃:白 袖:水色							身頃 99.6 袖 99.7	50^+ 50^+
5	白	gelato	協同組合関西ファッション連合	ポリエステル85% ポリウレタン15%	中国	3,240	UPF50^+	98.7	50^+
6	グリーン	kissmark	(株)キスマークジャパン	ポリエステル85% ポリウレタン15%	中国	3,599	UPF50^+	98.2	50^+
7	青	PUMA	プーマジャパン(株)	ポリエステル86% ポリウレタン14%	中国	3,024	UPF30	97.6	50^+
8	黒	adidas	アディダスジャパン(株)	ポリエステル85% ポリウレタン15%	中国	3,564	UPF25	99.7	50^+
9	身頃:白 袖:黒	Champion	ダイワボウアドバンス(株)	ポリエステル85% ポリウレタン15%	中国	3,132	UV対策　この製品は紫外線の遮蔽率を高めています。	身頃 95.7 袖 98.3	50^+ 50^+
10	紺	NIKE	フットマーク(株)	ポリエステル80% ポリウレタン20%	ベトナム	3,564	マーク（太陽光カット）	99.9	50^+
11	身頃:白 袖:紺	OUTDOOR	(株)カイタックファミリー	ポリエステル80% ポリウレタン20%	中国	3,672	なし	身頃 97.2 袖 98.1	50^+ 50^+

な遮蔽率低下や上昇は認められませんでした。また、色別では、黒は高い傾向にありましたが、その他の色では違いは認められませんでした。

【UPF】新品時は、No.2（白）が 27、No.3 は袖が 30、身頃が 21、その他はいずれも 50^+ でした。新品時と比較して湿潤時や 10 回洗濯による大幅な UPF の低下や上昇は認められませんでした。UPF は 15 以上で効果があるとされており、テストの結果いずれの銘柄も 21 以上でした。11 銘柄中 9 銘柄が UPF50^+ で、最高値でした。

表示

紫外線カット効果を示す紫外線遮蔽率の数値表示のある 3 銘柄（No.1 ～ 3）、UPF の数値表示のある 4 銘柄（No.5 ～ 8）、両方の表示がある 1 銘柄（No.4）のいずれも表示の数値を満たしていました。

まとめ

・紫外線遮蔽率は全銘柄 94%以上、UPF は 11 銘柄中 9 銘柄が最高値である 50^+ であり、全体的に高い数値でした。色別では黒が高い傾向にありましたが、その他の色では傾向はありませんでした。新品時と比較して、湿潤時、10 回洗濯後でも変化はありませんでした。

・紫外線カット効果に関する数値等の目安表示があったのは 11 銘柄中 8 銘柄であり、いずれも表示の数値を満たしていました。

消費者へのアドバイス

・ラッシュガードは紫外線カット効果が高いことが分かりました。日焼け止めを何度も塗り直す必要がないため、肌の弱い子供や赤ちゃんに有効と考えられます。紫外線カットの効果を示す数値表示のある銘柄はいずれもその値を満たしていたので、商品選択の参考にしてください。

・UPF は紫外線の人体影響度（肌に紅斑が現れる）がより明確に表現される評価基準です。真夏の海や炎天下など紫外線の強い環境に長時間いる場合は、最高値である UPF50^+ の物を着用すると効果的でしょう。

・ラッシュガード着用後、海水や塩素による変色・劣化を防ぐためにはすぐに水洗いしましょう。ぬれたままの長時間放置は避けましょう。

受講生募集！

北海道消費者協会は平成 28 年度の「消費生活リーダー養成講座」と「通信講座 消費生活スタディ」の受講生を募集しています。締め切りは養成講座が6月末、スタディは5月末。申し込み、問い合わせは道協会（☎011・221・4217）へ。

消費生活リーダー養成講座

28 年度受講生は第 53 期生となります。3期に分かれており（7月 25 日～8月5日、8月 22 日～9月2日、9月 26 日～ 10 月7日、土日を除く計 30 日）、カリキュラムは衣食住、環境、経済、契約などくらしにかかわるさまざまなジャンルを網羅しています。

場所は当センター2階の「くらしの教室」。受講料は地域消費者協会会員1万5千円、会員でない方は2万円。

通信講座消費生活スタディ

27 年度同様、（一財）日本消費者協会が実施している消費者力検定用のテキストを使い、衣食住や契約、環境などについて自宅学習後、効果測定を実施します。10 月に当センターで開催予定のスクーリング（参加は自由）で修了します。受講料は、地域消費者協会会員は5千円、会員でない方は6千円。

両講座とも道民カレッジ連携講座です。修得単位は「養成講座」120、「スタディ」97です。

くらしのセミナー

日　時	テーマと講師
5月25日（水）申し込み受付中	「あなたも狙われているかも?～最近の消費生活相談の事例から～」当センター主任消費生活相談員　坂井千映
6月15日（水）申し込み受付（5月25日 15時以降）	「そこが知りたい最近の話題から～電力小売自由化とマイナンバー制度を中心に～」（一社）北海道消費者協会　専務理事　矢島　收氏
7月6日（水）申し込み受付（6月15日 15時以降）	「100万円を無理なく貯めるには?～知っておきたい家計簿のつけ方～」北海道金融広報アドバイザー　岡嶋宏明氏

当センターは、消費生活に役立つ無料のセミナーを5月から12月まで計8回、「くらしの教室」で開催します。いずれも午後1時から3時まで。テーマや講師については上表のとおり。電話、ファックス等による申し込みが必要です。申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています＝写真＝。

平成27年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、長寿大学、自治体職員など約500人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分などの簡易実験に取り組みました。「とてもためになった」「悪質商法の手口が分かり、今後気をつけたい」などと好評でした。研修メニューに加えてみてはいかがでしょうか。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
http://www.do-syouhi-c.jp/

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
北海道庁別館西棟
TEL　011・221・0110
FAX　011・221・4210
相談専用電話　050・7505・0999

当センターは（一社）北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください。